

第3号様式

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：丸和工業株式会社
- 業者の住所：埼玉県北本市宮内5－351
- 2 指名停止措置期間：令和7年6月13日から令和7年6月26日まで（2週間）
- 3 指名停止措置の範囲：東京都 神奈川県 埼玉県 千葉県 茨城県 栃木県 群馬県
静岡県 山梨県 長野県 新潟県
- 4 事実概要
- 同社は、令和5年9月2日、茨城県猿島郡五霞町における工事において、労働者の労働災害を防止するために必要な措置を講じず、労働者が死亡する工事関係者事故を発生させたものである。この件について、同社及び同社使用人は、令和6年11月12日、古河簡易裁判所から労働安全衛生法違反罪で略式命令（罰金刑）を受け、その刑が確定したものである。
- 5 指名停止措置理由
- 「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」の別表1の8

<指名停止措置基準>

措 置 要 件	期 間
別表第1	
1～7 略	
（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）	
8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から当該ブロックを対象として2週間以上2か月以内